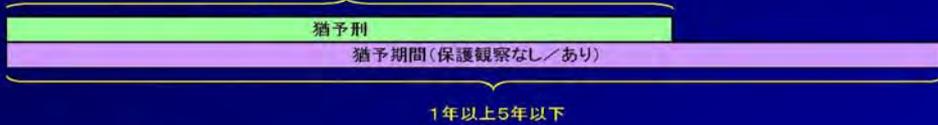


刑の一部執行猶予とは

全部執行猶予(現行制度)

刑期(3年以下の懲役又は禁錮)



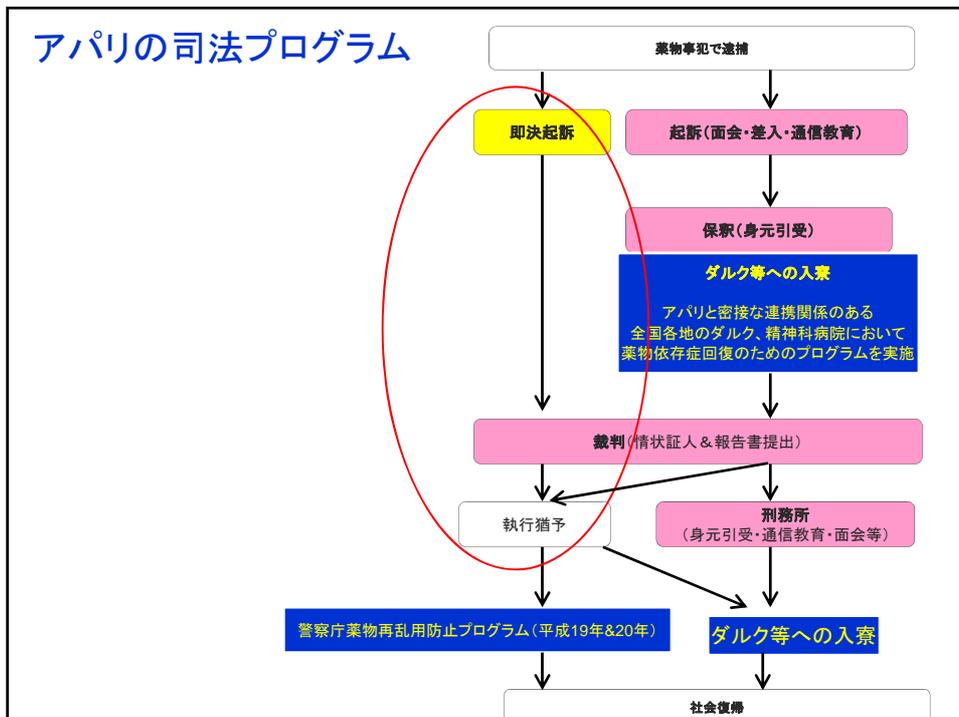
一部執行猶予

刑期(3年以下の懲役又は禁錮)



55

アパリの司法プログラム



保釈の制限住居 仮釈放の帰住地

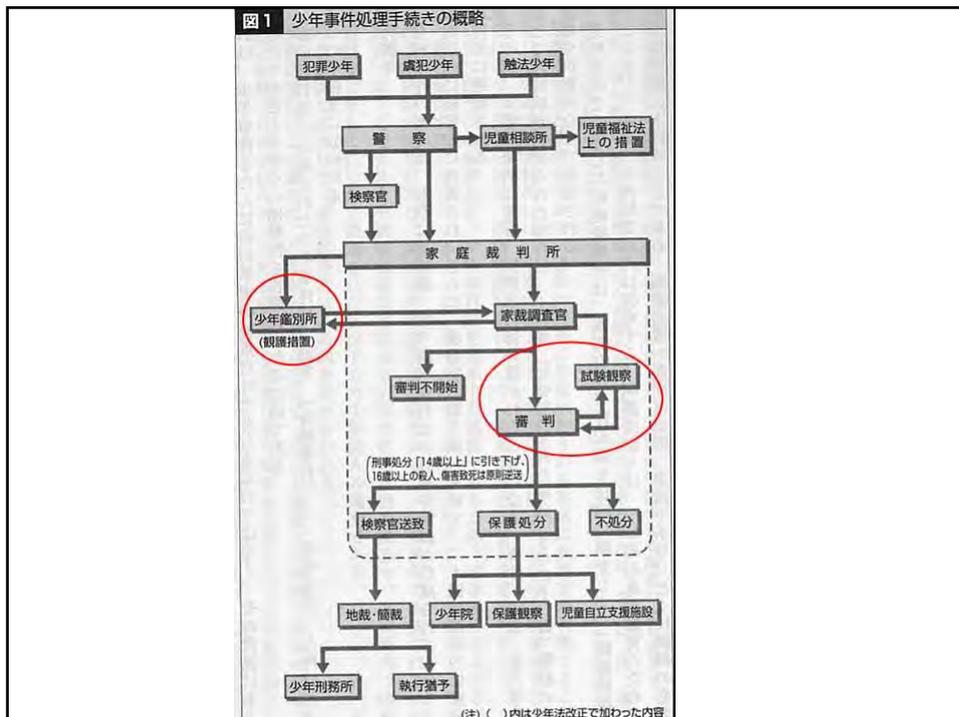
【保釈】ダルクへ120人、下総へ25人、汐の宮温泉病院へ15人

勝手に退寮、退院して定められた住居から離れると、保釈の指定条件違反となり(刑事訴訟法96条1項5号)、保釈が取り消され、保釈金が没取されることになる(刑事訴訟法96条3項)

【仮釈放・満期釈放】約50人をダルクへ

帰住地から事前に保護観察所長の許可なしに離れることは、仮釈放の一般遵守事項違反となり(更生保護法50条5号)、その場合、仮釈放が取り消されて収監され、刑務所に戻される(更生保護法75条、刑法29条1項4号)





条件反射制御法(2006年)

by 下総精神医療センター 平井慎二医師

ヒトの行為＝第1信号系反射連鎖(無意識の条件反射)＋第2信号系反射網(思考)

ひとたび成立した条件反射が起こらなくなるようなトレーニングをすることで、物質使用欲求が消失する。

責任能力＝是非善悪の弁別能力あり＋行動制御能力

思考で自分の行動を制御できなくて使用した物質使用障害者については、行動制御能力がその時点でなかったと言わざるを得ないケースがある。

↓
責任能力なし＝無罪 とせざるを得ない

ヒトが思考に基づいて行動するという前提で成り立っている刑法の誤り

↓
刑罰に加えて治療処分の導入が必要



刑罰は第2信号系(思考)に働きかけるものである。

- 「わかっちゃいるけどやめられない」=第1信号系の作用が第2信号系の作用を凌駕しているケースにおいては、第1信号系に働きかける治療が必要→治療処分の創設の必要性

Ref. 条件反射制御法を実施している刑事司法機関

- ①新潟刑務所(特別改善指導R1指導)平成24年10月から実施
田村勝弘「新潟刑務所の条件反射制御法の取組」『条件反射制御法研究』Vol.2 pp.17-24(2014)
- ②月形刑務所(アルコール依存者に対する一般指導)
- ③長野保護観察所 クレプトマニアに対するテキスト

地域社会における
薬物事犯者の再犯防止支援
～HOPE視察から得た知見～

Hawaii's Opportunity

Probation with Enforcement
(ハワイ州強制的機会的プロベーション)

※ この研究は日工組社会安全財団の助成金を得て行っているものです。



Hon. Judge Steven A.